

令和 3 年 11 月 26 日

第 4 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和3年11月26日
午後1時30分～午後4時30分
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫		
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

		25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男

(2) 欠席委員

農業委員

14番 田下 勉

農地利用最適化推進委員

20番 時吉 大喜 24番 三原 仁

その他出席者

吉岡、犬渕、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第4回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は18人で定足数に達しております。
なお、14番、田下委員から欠席届が提出されています。

推進委員につきましては、20番 時吉委員と24番 三原委員から欠席届が提出されています。

議事録署名委員を指名いたします。

1番、大城委員と2番、樋口委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 農地法第3条申請です。所有権移転の説明をします。所有権移転第1項です。申請地は、上鯖淵、田2筆、合計面積1,907㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後は水稻耕作予定です。許可後の面積は、5,801㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。

第2項、申請地は、中央町、田2筆、合計面積2,355㎡です。譲受人は、農家で、そば等を耕作されています。取得後はそば等を耕作予定です。許可後の面積は、3,394㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第3項、申請地は高尾野町大久保、畑、1,036㎡です。譲受人は、農家で、果樹等を耕作されています。取得後は野菜を耕作予定で譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第4項、申請地は、高尾野町唐笠木、田2筆、合計面積2,260㎡です。譲受人は、兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後も水稻を耕作予定です。許可後の面積は41,405㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。なお、この申請地には、平成29年7月26日付けで条件付所有権移転仮登記がついています。条件は、農地法第3条の許可で、権利者は、本申請の譲受人になっています。

第5項、申請地は野田町上名、畑2筆、宅地1筆、合計面積4269.69㎡です譲受人は、兼業農家で、野菜等を耕作されています。取得後は果樹を耕作予定です。許可後の面積は、10429.69㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。地籍図10ページを御覧ください。申請地に斜線があるんですが、それに隣接している〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇番〇は、譲受人の所有農地になります。この申請の中で登記地目の宅地1筆が含まれていますが、現地を確認したところ既に果樹が植えてあり隣接する今回の申請地2筆と一体利用されます。農地法は現在の現況主義であることから全てに農地性があり農地法が適用されると判断されましたので、宅地の地目ではありますが3条申請となりました。

第6項です。申請地は、汐見町、田、1199㎡です。譲受人は、農家で水稻を耕作されています。許可後の面積は5,362㎡で、親子間の受贈、贈与による申請です。申請地は譲受人が耕作中です。親子間の所有権移転申請のため調査員の現地調査を行わず事務局で現地確認し、申請地は耕作されていることを確認しています。

第7項、申請地は野田町下名、田、403㎡です。譲受人は、兼業農家で野菜等を耕作されています。許可後は水稲を耕作予定です。許可後の面積は3,893㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。地籍図12ページを御覧ください。斜線が申請地になるんですが、申請地北隣の田、〇〇〇〇番〇は譲受人の所有地です。現在も一体利用されて耕作をされています。

第8項です。申請地は高尾野町下水流、畑、282㎡です。譲受人は農家で水稲等を耕作されています。許可後は野菜を耕作予定です。許可後の面積は49,046㎡で、譲受人の規模拡大と譲渡人の相手方の要望による申請です。地籍図13ページを御覧ください。斜線の部分が今回申請地に上がっているんですが、申請地東隣の畑、〇〇〇〇番〇の譲受人の所有地となっています。

第9項、申請地は今釜町、田、872㎡です。譲受人は農家の方です。現在は野菜等を耕作されています。取得後は水稲を耕作予定です。許可後の面積は、3,552㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。なお、農地の入り口は、地籍図の14ページになるんですけれども、入り口は何処かという事がちょっと確認を取りましたところ、申請地の下の方に雑種地の〇〇〇番（雑種地）という細い地目があるんですが、ここから入り口になるという事で、今回農地とこの雑種地（〇〇〇番）と合わせて所有権移転するという事だそうです。

次に第10項、申請地は境町、畑、276㎡です。譲受人は兼業農家です。現在は、野菜を耕作されています。取得後は野菜を耕作予定です。許可後の面積は、5,636㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による売買の申請です。譲受人については、今年が85歳なんですけれども、後継者の息子さんも近くにお住まいで一緒に農業をお手伝いされるそうです。

第11項、高尾野町柴引、畑、770㎡が申請地になります。譲受人は、兼業農家になります。現在は、甘藷等を耕作されています。取得後は野菜を耕作予定です。親子間の所有権移転申請のため調査員の現地調査を行わず事務局で現地確認し、申請地は耕作されていることを確認しました。次に、空き家に附属した農地の指定になります。空き家に附属した農地の指定とは、空き家バンクに登録してある空き家の隣接地に農地がある場合、空き家に附属した農地として農業委員会で指定をすることができます。その指定された農地は、登録した空き家と指定した農地を合わせて売買利用する場合に限り、農地取得のために必要となる下限面積を1㎡とし、この指定を受けた農地について、3条申請することが出来るという制度になります。今回は空き家に附属した農地という事で、2項目申請を受けています。

まず第1項です。申請地は、上鯖淵、畑243㎡です。空き家バンクに登録されている農地で空き家に隣接しており現在は、不耕作地です。周辺農家の住宅地になっています。

第2項、申請地は、高尾野町江内、畑、627㎡です。空き家バンクに登録されている空き家に隣接しており、現在は、不耕作地の状態です。以上です。

議長

3番委員、5番委員、調査結果の報告をお願いします。まず、「所有権移転の報告」を受けたのち、「空き家に附属した農地の指定について」の報告をお願いします。まずは、3番委員をお願いします。

3番

はい、3番です。11月22日、5番委員、18番委員、私、事務局職員で調査・審議した結果を報告します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移

転登記第1項から第6項までを報告します。所有権移転登記第1項ですが、2筆申請されていますが、地籍図は、5ページと6ページを御覧ください。位置は、出水駅から東へ480m、北東へ約540mの所にあり、地図5ページの掲載分の〇〇〇〇番、1,159㎡の田です。現在、購入されたら水稻を耕作される予定です。地籍図6ページを御覧ください。掲載分の〇〇〇〇番、748㎡の田です。現在、1mぐらいのセイタカアワダチソウや萱が生えていましたが、整地して水稻を耕作される予定です。許可後の面積は、5801㎡です。

第2項です。2筆申請されていますが、地籍図は7ページになります。申請地は出水中学校第2グラウンドの北東側すぐの所です。地籍図7ページの掲載部分〇〇〇番〇、854㎡と〇〇〇番、501㎡の田で、現在蕎麦と里芋を作っておられます。取得後も蕎麦を耕作される予定です。許可後の面積は、3,394㎡になります。

第3項です。地籍図は8ページです。申請地は、千間山踏切から北西へ約280mの所です。地籍図8ページの掲載部分、〇〇〇〇番〇、1,036㎡の畑です。植木の後で現在イヌマキを植栽しており、整理後、野菜を耕作されるそうです。許可後の面積は、24,704㎡です。

第4項です。2筆申請されていますが地籍図は9ページです。申請地は、紫尾神社から北へ約180mの所です。地籍図9ページの掲載部分の4番2、1,739㎡と、〇〇〇番〇、521㎡の田で〇番〇の田は、授受人が水稻を耕作予定です。〇〇〇番〇の田は、部分的にクズカゼが1本生えていましたが、耕作できる田と思われます。隣の〇〇〇番〇の田は、他人の土地で植木の餅木が植えてありました。許可後の面積は、41,405㎡です。

第5項ですが、3筆申請されていますが、地籍図は10ページになります。申請地は、天神交差点から南へ約1400mの所です。地籍図10ページの掲載部分の〇〇〇〇番〇、4,027㎡。〇〇〇〇番〇〇、117.69㎡ 宅地、〇〇〇〇番〇〇、6,105㎡の畑です。〇〇〇〇番〇〇は、綺麗に整地をされており、櫛の苗が一部植えてありました。この申請の中で、登記地目の宅地1筆が含まれていますが、先ほど事務局の方で説明がありましたように、隣接する今回の申請地平地と一体利用されるという事です。許可後の面積は、10,429.69㎡です。

第6項については、約款の所有権移転のため、現地調査は行わず事務局の報告・説明により協議をいたしました。

以上、所有権移転第1項から第6項は、農地法第3条第2号、各号に該当しないため「許可相当」と判断をしました。以上です。

議長 続きまして、5番委員、お願いします。

5番 5番です。審議日程は先ほどと同じですので省略します。第7項から第10項までを現地調査したので報告します。

第7項の申請地の場所は、野田女子高校から北西に約740mの所にありました。地図は12ページになります。現地を見たところ、申請地の斜線にある〇〇〇〇番〇の隣接地の〇〇〇〇番〇も綺麗に田んぼが作った跡がありました。

次に8項の件です。申請地地図が13ページです。13ページを見ていただくと斜線地の申請地の隣の〇〇〇〇番〇も申請人の土地であり、許可後の面積が大変大きいですし申請人は31歳で大変若い方なんですけれどもお父さんの後継者という事で機械もたくさんあるという事でこの畑を借り若干草が生えているんですけども綺麗に耕作されるのかなと思いま

した。場所は、下水流交差点から北へ400mの所がありました。

次9項です。申請地は、今釜交差点から北へ約360mの所がありました。地図は14ページになります。事務局から話があったように、この隣接した雑種地の所をもう一緒に買われるという事で、そこを通りましてこの斜線の現場を見ますと今は草が生えているんですが、周りにある田んぼは全部作った跡がありまして、綺麗に水稻をされるという事から出来る田んぼであると判断しました。

次が10項で、場所は米ノ津交番から北東へ約480mの所がありました。ここも現在は作っていないところではあるんですけども、自宅からも近いという事で申請人の息子さんも一緒に畑を作られるという事で、きちんと畑作が出来る畑であると判断しました。

以上、現地を見たところでは、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転については、許可しても良いのではと判断をしました。

議長 11項は、どうでしたか。

5番 11項は、親子関係の譲渡という事で現地は私共は確認はしていないんですけども、事務局の方で報告がありましたので「許可相当」と判断しました。

議長 それでは、空き家バンク、空き家に附随した農地についてをお願いいたします。

3番 3番です。空き家に附属した農地の指定について報告します。調査日等については、同じですので省略をいたします。

第1項です。申請地は、上鯖淵 畑 234㎡です。地籍図は17ページです。東出水保育園から西へ約115mの所です。空き家バンクに登録されている空き家に隣接しており、現在は不耕作地です。周辺は住宅地でこの畑は道路に接していないため、宅地を通らなくてはなりません。現在畑の周囲に植えてあったイヌマキを切り倒してありました。空き家に附属した農地の指定、第1項については、「差支えない」と判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、5番委員お願いします。

5番 5番です。空き家に附属した農地の指定の件です。審議日時等は、先ほど同じですので省略します。地図は18ページになります。現地を確認しましたら、空き家がありすぐ隣接して畑がありまして、今では非農地ではあるんですけども、ちゃんとどなたか住まれたら畑としてきちんと使える所であると思いました。以上、「差支えない」と判断しました。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。皆さん方の御意見・御質問をお受けいたします。

17番 「良いですか。」

議長 はい、どうぞ。17番委員。

17番 17番です。ちょっとお聞きしたくて所有権移転の4項です。ここは地図で9ページなんですけども、この斜線部分のちょっと右側の細い十字路がある所が〇〇〇番〇という宅地が自宅なんですけども、ここから申請地までが100mぐらいの距離で日々ここを通るんですけど、この資料によると田に水稻を作るとなっていますが、昔昔は道路から1m以上低かったんですよ。そこで、ビニールハウスが建ってて何か田んぼを作って追いやったような気がするんですけど、現在はそれちょっと埋め立てて餅木かカズラか生えいて、田を作られるのかなと思ったからお聞きしたところです。

議長 これは事務局。

事務局 はい、この〇番〇が水稻と書いてあるんですけど、もう広い面積の方を主に言ったので、この521㎡は、野菜を作るという事でお聞きしているんですけど、どうしてもカズラが生え

てしまって荒れているので、水が入るかどうかわからないから、まずは隣の隣の所は畑で作
っていらっしゃるので、畑として耕作をする予定であるとお聞きしました。

17番 はい、分かりました。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

(質疑等)

無いようです。調査委員の報告では、1項から11項までには、「許可相当」、それから、
空き家に附属した農地の指定については、「差支えない」と報告されましたが、そのように決定
してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、1項から11項は、「許可相
当」、空き家に附属した農地の指定については、1項、2項とも「差支えない」と決定いたし
ます。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今月は、3名の除斥に該当する委員さんがいらっしゃいます。資料20ページ借権の設定、
第7項及び第8項の11番委員、資料32ページ使用貸借権の設定、第1項の13番委員、
資料38ページ農地中間管理権の取得、第7項の18番委員が該当します。

まずは、総会資料の20ページ7項及び8項に11番委員が該当しますので、除斥をお
願いいたします。なお、初めての方もいらっしゃいますけれども、委員それから推進委員の
方が該当する案件につきましては、除斥をもって審議をいたしますので、よろしくお願いを
いたします。11番委員、除斥をお願いします。

(11番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農用地利用集積について説明します。資料は20ページ農地利用集積に係る
賃借権の設定、第7項です。土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇〇番 畑 1, 192㎡。
借人、御岳自治会、水稻と露地野菜の認定農家。貸人が福岡市在住の方の再設定になります。

続いて、第8項ですが、土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇〇番 畑 2, 210㎡。第
1項と同じ借人と上堅馬場在住の貸人との再設定であります。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。3番委員、審議結果の報告をお願いします。

3番 3番です。11月22日、5番委員、23番委員と事務局職員で審議した結果を報告いた
します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(質疑等)

議長 御質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と判断してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、ただいまの案件は、適当と決定いたします。

じゃ、入室をお願いします。

(11番委員 入室)

議長 次に、32ページ、第1項、13番委員が該当しますので、13番委員の退席をお願いい

たします。

(13番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は32ページ、第1項の農地利用集積に係る使用貸借権の設定でございます。土地の表示、今釜町〇〇〇番 田、652㎡。借人、今釜中自治会、水稻と施設野菜の担い手農家と浜新田在住の貸人との再設定であります。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。5番委員、審議結果の報告をお願いします。

5番 5番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(質疑等)

議長 御質疑等ないようでしたら、調査員の報告では、適当と報告されましたが、そのように決定してもよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 調査員の報告通り適当と決定します。

(13番委員 入室)

議長 次に、18番委員の関係しますので18番委員の退席をお願いします。

(18番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は38ページになります。農地利用集積に係る農地中間管理権の取得、第7項です。土地の表示、美原町〇〇番〇 田、2,263㎡です。借人、下鯖町、水稻の認定農業者と美原町在住の貸人との設定でございます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。3番委員、審議結果の報告をお願いします。

3番 3番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略いたします。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(質疑等)

議長 御質疑等ないようでしたら、調査員の報告では、適当と報告されましたがそのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 調査員の報告通り適当と決定いたします。入室をお願いします。

(18番委員 入室)

除斥おわり

議長 引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積に係る利用権の設定、農地中間管理権の取得から所有権の移転までを一括して説明いたしますが、その前に資料の訂正をお願いいたします。24ページ26項であります。24ページの基盤ですが、〇〇番3筆のうち一番上にある下知識町〇〇〇番は、同じく下知識町〇〇〇〇番の間違いでございました。〇〇〇番を〇〇〇〇番に、面積500㎡を727㎡でございます。727㎡になりますので、合計の2,922㎡を3,149㎡で

ございます。申し訳ございません。あと1か所ございます。面積の入力を間違っていて、36ページ11項、一番上ですが、高尾野町上水流〇〇〇〇番〇の面積を2,483㎡としていますが、正しくは2,843㎡でした。その結果、面積、ここの合計も3,018㎡になっておりますが、3,378㎡に訂正をお願いいたします。この結果、39ページの総括表ですけれども今度の数字も修正になってしまいますのでお手数をおかけしますが、別紙で机の所に置かせていただいております総括表を御覧いただいて、これで説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。皆さん、お手元でございますでしょうか。よろしいですか。総括表に基づきまして賃貸借権の設定ですが、賃貸借権の設定は、新規が5件、5筆、再設定が56件、86筆、合わせて61件、91筆で、128,952㎡です。

続いて、使用賃貸借権の設定は、新規が2件、4筆、再設定が2件、29筆、合わせて4件、33筆で、42,848㎡です。

続いて、農地中間管理機構の集積計画は、耕作者別で9件、貸出者別では12件で、20筆で、45,763㎡です。

最後に農用地利用集積に係る所有権の移転ですが、売買が、10件、13筆で、15,357㎡、贈与が、2件、10筆で、16,188㎡です。全体として89件、167筆、249,108㎡の集積計画になります。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。5番委員、審議結果の報告をお願いします。

5番 5番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

(質疑等)

ないようです。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局、お願いします。

事務局 それでは議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について資料は40ページになります。

第1項、除外の申請内容について説明いたします。申請地は、平和町の畑1筆で、2895㎡です。一体利用地として、畑1筆、104㎡があります。申請人は、市内でドライバー、スパナ等の作業用工具を製作する法人です。現在の工場が手狭となり、今回、工場の拡張を図り、合わせて熱処理施設、倉庫、駐車場を整備しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり5条申請と同時申請になります。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、出水市と雇用協定が結ばれているため、不許可の例外である農業従事者就業機会増大寄与施設に該当します。この農業従事者就業機会増大寄与施設というものにつきましては、工場が新

たに造ります。そこに新たに雇用する正社員・職員の3分の1は、農業従事者と農家世帯から雇用するという事で出水市と企業が雇用を全部済んだ施設に対しまして1種の不許可の例外になる農業従事者と就業機会増大寄与施設という事になっております。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。11月24日、午後、11番委員と22番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地籍図を御覧ください。申請地は、出水市平和町、出水ゴルフクラブから北へ300mほどに位置し、現在は植木が植栽されている畑でございました。その植木の場合は、地主の〇〇さんが植えていらっしゃる植木だそうです。申請面積は、道路を挟んで隣接する、株式会社〇〇〇〇が、工場の増設と熱処理工場、倉庫1棟建築する敷地面積及び駐車場としての面積として妥当であると思われます。造成については接している道路よりも少し高くなるよう70cmほど盛土をされ、生活排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を申請地の下の方に側溝がありますのでそこを利用されるという事とございました。それと北側・東側の境界の方には、ブロック積でフェンスを建てられるそうです。よって、農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますのでやむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 調査委員の報告が終了しました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。
(質疑等)

無いようです。調査委員の報告では、「やむを得ない」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については、「やむを得ない」と決定いたします。

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、お願いします。

事務局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議事に入ります前に総会前に皆さん方へ49の2ページという事で1枚紙をお配りしておりました。製本が来た後にですね1項、第10項になるんですけども1項落丁しておりましたので、本日配布をさせていただきました。現地調査の方々には、現地調査の方を後日配布をして現地を見ていただいております。よろしく願いいたします。

それでは第1項について、説明いたします。前ページの議案第3号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について」の第1項で説明しました通り転用につきましては、一体利用地の畑1筆、858㎡のうち104㎡を足して合計2995㎡の申請になります。詳細につきましては、前ページで説明いたしましたので省略いたします。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略いたします。図面等でまた3条の所が増えておりますが、ここはクヌギの木が植えられておりました。第1項については、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第1項で説明しましたので省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので許可相当と判断いた

しました。以上です。

議長 続きまして2項、事務局お願いします。

事務局 第2項について、説明いたします。申請地は緑町の田、675㎡のうち430㎡です。申請人は市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。親子間の『使用貸借権設定』になります。土地改良地区内ですが協議済みであり農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。11月24日、6番委員、22番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、緑町のハローワークいずみから南へ50mほどに位置し、水稻が作付けされていた田です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として430㎡であり妥当であると思われます。造成については接している道路に合わせるように90cmほど盛土し、隣接する農地の境界には、擁壁を設ける等被害が及ぼさないようにするという事です。生活排水は下水道、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。ここはですね、出水の建設組合会館から北側になるんですが、地面がですね道路高から70から80cmほど低いものですから住宅面を盛土して下水道もありますし雨水も道路側溝へという事で問題はないと思っておりますので許可相当として差支えないんじゃないかなと思っております。

議長 3項、お願いします。

事務局 第3項について説明いたします。申請地は高尾野町上水流の畑、1347㎡のうち62㎡です。一体利用地として山林1筆、1362㎡のうち306㎡があります。申請人は、薩摩川内市の自衛隊員です。現在官舎住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 9番委員、お願いします。

9番 9番です。11月24日、4番委員、21番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、高尾野町上水流、ファミリーマート下水流店から北に道路を挟んで100mほどに位置し不耕作の畑です。一体利用地として山林1筆がありますが、既に伐採が済んでおりました。合計368㎡です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として368㎡であり妥当であると思われます。造成については、20cmほど盛土し隣接する農地の境界には、ブロック積みを行い被害が及ぼさないようにするという事でありました。生活排水は下水道、雨水は道路側に側溝がございましたので、それを利用するという事でございます。なお、下水道は近くまで来ておまして、平成4年度、来年度には延長の計画があるという事でありました。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、4項お願いします。

事務局 第4項について、説明いたします。申請地は、美原町の畑で433㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり今回新たに一般住宅1棟を建築しようとする

ものです。また、現地にはカーポート等が既に設置してありましたが、始末書を添付されておりますので合わせて報告いたします。親子間の『使用貸借権設定』になります。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請地は、美原町、安原自治公民館から北へ100mほどに位置し野菜が栽培されている畑です。申請面積は、住宅1棟を建築する敷地面積として433㎡であり妥当であると思われます。造成については、最大75cm程度切土を行い隣接する道路の境には、土留め工事を行い生活排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、5項お願いします。

事務局 第5項について、説明します。申請地は西出水町の畑395㎡です。申請人は、市内の公務員です。現在借家住まいで手狭となり申請地を取得し一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、概ね500mに位置し農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の「市街化近接農地」に該当します。以上です。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請地は、西出水町、出水高校から南に450mほどに位置した不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として395㎡であり妥当であると思われます。造成については、接している道路よりも少し高くなるよう100cmほど盛土をされ、隣接する農地の境界には、ブロックを設置する計画です。生活排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、6項お願いします。

事務局 6項について説明します。申請地は美原町の畑2筆、899㎡です。一体利用地として、宅地1筆、772.73㎡があります。申請人は、鹿児島市内で電気工事等行う法人です。申請地に太陽光発電設備を設置し事業の拡大と安定を図るものです。土地改良地外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。調査日等については、先ほど報告したので省略いたします。申請地地籍図を御覧ください。場所は、美原町、タイヨー出水店から西へ200mほどに位置した所で、不耕作の畑でございました。一体利用地として宅地1筆があり、合計1671.73㎡です。申請面積は、太陽光発電設備を設置する敷地面積として1671.73㎡であり妥当であると思われます。隣接する農地の境界には周りをフェンスで囲まれるそうです。雨水は、地下浸透という事で周りに雨水が流れないようにされるそうです。畦を作って水が流れ込まないようにされるという事でございました。太陽光発電施設を造られるという事で、「採算があるんですか。」と尋ねたところ、「今電気料金は下がっているんですが、パネルの性能が上がっ

てきておりまして出力を上げるという事で採算が採れる。」と答えをされました。申請地の上の方はちょっと坂になっておりまして、その全体が上り坂みたいになっておりまして、ちょっと傾斜が付いておりました。そこでですね、下の方が傾斜になっておりまして、朝熊農村公園の方からですね、ここをちょっと見に行っただんですがちょっと迫坪みたいになんていって下さい。」とお願いはして「分かりました。」と言われたんですが、その傾斜の横の下の方に宅地がありまして、そっちの方もありましたので、そっちの方にも流れ込まないようにという事で、あとは事務局の方から念を押してもらいたいと思います。周辺農地への影響はないと思われ、周りの方には農地はございませんので影響は無いと思われと思います。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、7項をお願いします。

事務局 第7項について、説明いたします。申請地は高尾野町上水流の田、560㎡です。申請人は市内で建設業を営む法人です。今回、申請地を取得して建築条件付き土地1棟分を取得し、経営の安定を図ろうとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。西回り自動車道高尾野I.Cから300m以内に位置するため、第3種農地の「300m農地」に該当します。以上です。

議長 4番委員、お願いします。

4番 4番です。11月24日午前、9番委員、21番委員と事務局職員で調査した結果を御報告申し上げます。47ページ、7項でございます。申請地は、高尾野町上水流の交差点近くのファミリーマート上水流店より西に向かいまして300mほど行った所の不耕作でございます。申請地は建設条件付きで住宅等を建設するという事で、560㎡で妥当であると思われと思います。『建設条件付き土地』というのは、3ヶ月以内に住宅建設者が見つからない時は、譲受人 有限会社〇〇〇〇が、住宅を建てなければならないという事になっております。建築面積は、100㎡ほどを計画されているという事でございます。造成については、道路の高さに合わせて20cmほど盛り土を行って、隣接する農地の境界には、ブロックを積み込んで被害を及ぼさないようにするという事でございます。生活排水は下水道、雨水については道路側溝を利用されるという事です。周辺農地への影響はないと思われと思いますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、第8項。

事務局 第8項について、説明いたします。申請地は高尾野町下高尾野の畑、724㎡です。申請人は、市内で建設業を営む法人です。申請地を取得して、従業員駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。以上です。

議長 4番委員、お願いします。

4番 4番です。調査日等については、先ほど申しましたので省略させていただきます。48ページ、8項でございます。申請地は、高尾野町下高尾野で高尾野中学校から西の方に向かった400mほどに位置し不耕作という事でございます。申請面積につきましては、従業員駐車場及び資材置場等という事で724㎡と今回お聞きしております。位置はですね、ちよっ

と地籍図を見ていただきますと斜線のある北側にですね出水平野の用水路が通っており、その前に通路がありまして立会人にお聞きしましたところ、「通路は何処に造るんですか。」とお聞きしたところですね、斜線の真ん中あたりに6 mぐらいの橋を架けまして、通路を造るという事でした。尚、道路の高さまで盛土をするという事で盛土が50 cm程度という事でした。また盛土についてその上に碎石を置きまして駐車場兼資材置場という事がございます。周りにブロック塀を積みまして周りに被害を受けないようにしますという事がございます。また、用水路が出水平野土地改良区のものという事で、「土砂の流通についてはどうされますか。」とお聞きしましたところ、「用水路と今回申請があった土地の間にですね、張りコンクリートを1 mほど打って土砂の流出を避ける。」という事がございます。雨水については、自然流下と道路側溝へ流すという事でした。周辺農地への影響はないと思われまふ。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、9項お願いします。

事務局 第9項について、説明します。申請地は大野原町の畑2筆、661㎡です。申請人は、市内で建設業を営む個人です。現在借家住まいで手狭となり、申請地を取得し一般住宅1棟を建築し合わせて事業トラック駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。第9項、調査日等については先ほど報告したので省略します。申請地は、大野原町、ローソン大野原店から南へ750mほどに位置した不耕作の畑でございます。申請面積は、一般住宅1棟、駐車場及び資材置場を設置する敷地面積として661㎡であり、妥当であると思われまふ。造成については現状のまま利用するという事でした。境界の北側と西側は、ブロックがもう積まれておりまして、東側・南側は石垣が設置されており、その斜線の部分右側に道路がありまして道路の高さより40cmほど石垣が組んで高くしてありました。その高くしてある高さにもう畑ちゅうか盛土みたいになってもうすぐ何か家を建てれるような状況の畑でございました。生活排水は合併浄化槽、斜線の下の方に合併浄化槽を設置され、雨水は道路側溝、斜線の下の方に道路が通っております。道路のまた下の所に側溝が流れておりますので、そこの道路を切って排水を造られるそうでございます。よって周辺農地への影響は無いと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 別紙が資料になります10項、お願いします。

事務局 第10項について、説明します。資料は先ほど配りました49の2ページになります。申請地は高尾野町柴引の畑3筆、1678㎡です。申請人は、市内で建築業を営む法人です。土木・建築用土砂置場が不足しているため、申請地を取得して土砂置場として利用しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。以上です。

議長 9番委員、お願いします。

9番 9番です。調査日等については省略させていただきます。申請地は、高尾野町柴引、高尾野運動公園から東に約650mほどに位置して不耕作の畑であります。申請面積は、先ほどありましたが3筆でございまして、土砂置場の敷地面積として1678㎡ありますので、妥当であると思われまます。造成については、現状のまま利用して道路からの出入り口を10mほどとって、その他の周囲には、ブロック塀を設置する計画であるという事でありました。なお、敷地内に2つの散水弁がありましたが、支障のないように撤去して用地をしようという事でありまます。雨水等については、道路の側溝を利用されますが土砂置場という事で、おおよそ地下浸透になるんじゃないかという事でありまます。周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断をいたしたところでございます。以上です。

議長 調査委員の説明が終了しました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。
(質疑等)

ないようです。調査委員の報告では、1項から10項までにおいては、「許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、全件「許可相当」と決定いたします。

議長 議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局、お願いします。

事務局 議案第5号 非農地証明願について、第1項を説明いたします。申請地は、美原町の畑、182㎡です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 6番委員、お願いします。

6番 6番です。調査日等については、先ほど報告したので省略いたします。

第1項、申請地地籍図を御覧ください。申請地は、安原自治公民館から西に200mほどに位置しております。申請地は花丸三角の斜線の部分でございまして、その部分は行って一部山林化しておりました。ここはですね、現場の状況からみても申請通りに年月日は経過していると思われまます。北薩オレンジロードからですねちょうどその三角の所から右側に通っておりまして、その残りのような形で残っておりまして、道路より2mほど長く竹が生えておりました。復元は困難な状態でございます。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、2項お願いします。

事務局 第2項について、説明いたします。申請地は、福ノ江町の畑、3783㎡です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 9番委員、お願いします。

9番 9番です。調査日等については、省略させていただきます。申請地は、福ノ江自治公民館から北へ50mほどに位置し申請地は竹が蔓延して山林化をしておりました。特に木についてはかなり大きくなっておりまして経過年数等妥当だと思われまます。現場の状況から見て申

請どおり農地への復元はかなり困難な状況でありました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、3項お願いします。

事務局 第3項について、説明いたします。申請地は、高尾野町下水流の畑、42㎡です。登記地目は畑、申請現況は水路です。非農地となった年月日は、昭和55年3月27日、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 9番委員、お願いします。

9番 9番です。調査日等については省略させていただきます。申請地は、JA鹿児島出水の本所から南へ約450mほどに位置し、申請地は水路の一部となっております。そういう事から現在は大変な上はコンクリートで張られておりました。現場の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われまます。農地への復元は困難な状況です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、4項お願いします。

事務局 第4項について、説明いたします。申請地は、高尾野町大久保の田、530㎡、高尾野町柴引の田、235㎡及び高尾野町柴引の畑、190㎡です。登記地目は田及び畑、申請現況は山林及び原野です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 4番委員、お願いします。

4番 4番です。調査日等については、先ほど報告いたしましたので省略させていただきます。第4項、53ページと54ページを御報告申し上げます。まず、53ページの方から、②、③はですね、位置としまして、砂原公民館より504号さつま町の方に向かいまして900mほどの位置でございます。現在、鳥インフルエンザのポイント消毒の近くでございます。現状は、山林からなっております、年数も十分に日にちを過ぎておりますのでよろしいんじゃないかなと思っております。

続きます、54ページ。①番ですね。現状は、山林になっておまして10月に隣がですね3条申請をした所でございます。ここにつきましても、現状は竹が生い茂っております、またその近くの横の田のところですね、現状はもう竹になっているんですが、竹山ですね、かなり竹が侵入しておまして、調査した結果ですね、復元は不可能じゃないかなと思っております。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 調査委員の報告が終了しました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。

(「なし。」の声)

無いようです。調査委員の報告では、「承認」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第5号 非農地証明願については、全件「承認」と決定いたします。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印

